

# 山形県公報

平成30年7月27日(金) 第2964号

毎週火・金曜日発行

	目	次			
	規	則			
○山形県難病の患者に対する医療等に 規則					<b>业課)…741</b>
	告	示			
<ul><li>○地域登録検査機関の登録事項の変更</li><li>○開発行為に関する工事の完了・・・・・・</li><li>○県証紙売りさばき業務の廃止の届出</li></ul>			(点	E内総合支庁建築	築課)…750
	公	告			
<ul><li>○特定非営利活動法人の定款変更の認</li><li>○一般競争入札の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	- 方の公告		(本	·······(情報政策 対山総合支庁建 生内総合支庁建 ·······(会 計 ·······(警察 4	策課)…751 築課)…752 築課)…756 局)…761 エ部)… 同
	規	則			
山形県難病の患者に対する医療等に関 平成30年7月27日	する法律の施行に	こ関する規則の 山形県知			公布する。
山形県規則第59号		四/// 示人	T D	有 天 /	<b>√</b> 1
山形県難病の患者に対する医療等 山形県難病の患者に対する医療等に関 ように改正する。 別記様式第2号中					の一部を次の
「□ 平成29年3月31日までに知事が7 □ 知事が行う研修を受講しました。		ます。		<u>を</u>	
(指定医研修の名称:	研修修了	日: 年	月 日)		
受 講 し た 指定医研修の名称	研修	多修了日	年 月	 日 に改め、	、同様式の備
   考中第2項を削り、第3項を第2項とす   別記様式第6号中	-る。	l			

指定医療機関				<u>き</u>
白コム知し四類の性何	人工呼吸器等装着		高額かつ長期	
自己負担上限額の特例	軽症高額該当		重症患者認定	
自己負担上限額	月額	円	食事療養費	],

指 定 医 療 機 関				
(病院・薬局等)				
自己負担上限額		月額	円	13
自己負担上限額の特例	人工呼吸器等装着		高額かつ長期	
日口貝坦上隊領の行例	軽症高額該当			
同一世帯内	の指定難病等の医療	費助成対象者の有無		

改める。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第6号の改正規定は、平成30年8月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の別記様式第2号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
- 3 改正前の別記様式第6号の規定による医療受給者証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の 同様式の規定による医療受給者証とみなす。

告	示

# 山形県告示第593号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した 旨の届出があった。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 山形おきたま農業協同組合

代表理事組合長 木村 敏和

東置賜郡川西町大字上小松978-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			*====
変更前	変更後	備考	変更年月日
加藤 文一		国内産農産	平成30年7月12日
東置賜郡川西町大字上小松2722	同 左	物に限る。	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			
坂野 弘幸			
米沢市六郷町長橋337	同 左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば			

		+
西置賜郡飯豊町大字黒沢207-1	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
平林 章		
南陽市大橋2257	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
青木 豊志		
長井市花作町 1 -10-11	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
寒河江 喜久夫		
東置賜郡川西町大字高山3978	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
宍戸 利一		
東置賜郡川西町大字時田54	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
田苗 政一郎		
西置賜郡白鷹町大字横田尻2018	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
嶋貫 正昭		
西置賜郡飯豊町大字萩生48	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
遠藤 隆則		
米沢市大字木和田503	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
竹田 栄司		
長井市日の出町8-43	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
佐藤 幸夫		
東置賜郡川西町大字莅321	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
金子 寛和		
東置賜郡川西町大字東大塚1900	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
伊藤繁明		
米沢市大字口田沢1223	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
森谷 嘉嗣		
米沢市大字舘山3223-14	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		<del></del>
登坂 幸治		
東置賜郡川西町大字上奥田3821	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	l Hi	<del></del>
世界、公本、小友、八豆、ては 梅津 芳晴		
長井市寺泉1118	同	左
		<b>江</b> .
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
小林 周一		<b>→</b>
西置賜郡白鷹町大字横田尻5327	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		

佐々木 勝幸		
東置賜郡川西町大字上奥田2462-		<del></del>
1	同	丘
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
髙橋 政勝		
米沢市笹野本町6828	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	1. 4	-
菅原 利浩		
西置賜郡白鷹町大字畔藤5579	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	l+1	<b>7</b> .
渡部 富雄		
		<b>→</b>
西置賜郡飯豊町大字白川288-1	同	丘
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
髙橋 幸起		,
長井市九野本2675	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
白根澤 繁巳		
南陽市中落合661	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
佐々木 泰司		
長井市五十川1989	司	左
玄米、小麦、大豆、そば		
菅野 修		
長井市川原沢972	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
大河原 文幸		
長井市勧進代236	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
大沼 宏		
南陽市赤湯445-1	同	左
玄米、小麦、大豆、そば	h.a	· <del></del>
藤倉弘樹		
東置賜郡高畠町大字根岸453	同	左
来直畅印向岳町入于低戸455 玄米、小麦、大豆、そば	lΗl	<b>在</b>
近野 信浩		
東置賜郡川西町大字西大塚4194-	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
金子浩子		
長井市勧進代1731	同	左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば		
桑原 健太朗		
桑原 健太朗 東置賜郡高畠町大字上平柳2090-	III	左
	同	左
東置賜郡高畠町大字上平柳2090-	同	左
東置賜郡高畠町大字上平柳2090- 11	同	左
東置賜郡高畠町大字上平柳2090- 11 もみ、玄米、大豆、そば	同同	

米沢市六郷町長橋298	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
小関 正浩	
長井市九野本827	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
高橋 勝	
東置賜郡高畠町大字亀岡3641	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
大沼雄大	
南陽市赤湯1297-1	 
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	114 21
栗田 俊明	
西置賜郡小国町大字尻無沢358	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
齋藤 達也	
西置賜郡小国町大字北77-11	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
長谷川 仁	
米沢市大字川井3847	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
辻 浩明	
南陽市宮内2408-11	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
長谷部 克広	
西置賜郡白鷹町大字高玉1775-4	 
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	11.4
川﨑 達郎	
長井市歌丸1594	   同 左
	H
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
新野 克行	,
東置賜郡川西町大字高豆蒄663	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
平 圭一郎	
東置賜郡高畠町大字山崎115-14	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
富樫 啓貴	
東置賜郡川西町大字中小松2234	同 左
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
	横山 康彦
	長井市草岡3412-2
	もみ、玄米、小麦、大豆、そん
	高橋 弘之
	南陽市若狭郷屋871 B-5
	南陽川石灰緑屋871 B = 5
	児玉 直樹
	西置賜郡白鷹町大字高玉1059-
	もみ、玄米、小麦、大豆、そに

齋藤 佑輔	
南陽市鍋田1163-1	
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 庄内たがわ農業協同組合 代表理事組合長 黒井 德夫 鶴岡市上藤島字備中下3-1
  - (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			亦更欠日日
変更前	変更後	備考	変更年月日
叶野 浩		国内産農産	平成30年7月12日
鶴岡市羽黒町玉川字玉川80	同 左	物に限る。	(氏名及び住所の
玄米、小麦、大豆、そば			変更に係るものに
菖蒲 孝夫			ついては平成29年
東田川郡庄内町家根合字沼田29	同 左		12月5日)
玄米、大豆			
石川 輝紀			
鶴岡市小中島字猫作68	同 左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば			
日向 一也			
鶴岡市三和字街道下63-6	同 左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば			
大滝 尚			
東田川郡三川町大字東沼字村岸7	同 左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば			
齋藤 正之			
鶴岡市羽黒町後田字柳原48	同 左		
玄米、大豆、そば			
斎藤 和博			
鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4	同 左		
玄米、大豆、そば			
成澤 順			
鶴岡市渡前字白山前16	同 左		
玄米、小麦、大豆、そば			
小林 卓史			
鶴岡市稲生町4-46	同 左		
玄米、大豆、そば			
佐藤 昌幸			
鶴岡市一霞112-8	同 左		
玄米、大豆、そば			
石川 洋一			
東田川郡庄内町千本杉字本村割4	同 左		
玄米、小麦、大豆			
今井 俊			
鶴岡市羽黒町川代字向山171	同 左		
玄米、大豆、そば			

	I	
野尻 秀一		
鶴岡市越沢乙44	同	左
玄米、大豆、そば		
井上 寿夫		
鶴岡市東荒屋字志田64	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
清野 清晃		
鶴岡市大網字型63	同	左
玄米、大豆		
阿部 正		
東田川郡庄内町狩川字西田113-		
11	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
皆川 裕一		
東田川郡三川町大字十口字村西92	同	<i>t</i> :
// // // // // // · · · · · · · · · · ·	l <sub>H</sub> 1	1
玄米、小麦、大麦、大豆、そば 佐藤 誠		
		+-
鶴岡市蛸井興屋字大槻東78	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
梅津 茂雄		
東田川郡三川町大字横川字家岸	同	左
124	1. 4	
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
佐藤 俊喜		
鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-	同	<del> </del>
21	l <sub>H1</sub>	<b>在</b>
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
山木 均		
酒田市落野目字杉之崎 6	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
鈴木 繁則		
鶴岡市羽黒町上野新田字中台24	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
本間 悟		
東田川郡三川町大字東沼字村岸23	同	左
玄米、小麦、大豆	 	<b>4.</b>
加藤修	<u> </u>	+-
鶴岡市宝徳字西鴨田4	同	左
玄米、大豆、そば		
五瓶 正人		
鶴岡市羽黒町町屋字村中65	同	左
玄米、大豆、そば		
菅原 剛		
鶴岡市新屋敷字前田元84	同	左
+1/2 1 + 1 - 7 17		
玄米、小麦、大豆、そば		
五十嵐 順		
	同	左

弁納 陣	
鶴岡市荒俣字小糠田24-3	同 左
玄米、小麦、大豆、そば	
大井 広明	
東田川郡三川町大字加藤字赤田16	同 左
玄米、大豆、そば	
佐藤 正春	
鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-	
144	同 左
   玄米、大豆、そば	
阿部 慶和	   阿部
東田川郡三川町大字押切新田字潴	
	$4-14$   $4-14$
玄米、小麦、大豆、そば	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
佐藤 安光	
鶴岡市熊出字東村181	同 左
玄米、大豆、そば	
本間 亘	
鶴岡市温海己44	同 左
玄米、大豆、そば	
庄司 学	
東田川郡三川町大字横川字家岸	
113	同 左
玄米、大豆	
高橋 健児	
東田川郡庄内町大野字太農28	同 左
玄米、大豆、そば	
山口龍士	
鶴岡市昭和町9-22	同左
玄米、大豆、そば	HJ
<u> </u>	
池田 直史	
鶴岡市谷地興屋字村中13	同 左
玄米、大豆、そば	
小田 一貴	
鶴岡市茅原町1-34	同 左
玄米、大豆、そば	
阿部 仁	
東田川郡三川町大字横山字西田23	同 左
玄米、大豆、そば	
森 悠一	
鶴岡市楪代字西野157	同 左
玄米、大豆、そば	
遠藤貞吉	
鶴岡市黒川字上の山142	同 左
玄米、大麦、大豆、そば	11.4
盤巻 一宏	
ちゅう	同左
	PJ 左 
玄米、小麦、大豆、そば	

五十嵐 繁樹	
鶴岡市鼠ヶ関丙100-4	同 左
玄米、大豆、そば	
三浦 渉	板垣 渉
鶴岡市東荒屋字上荒屋6	鶴岡市長沼上新田91
玄米、大豆、そば	玄米、大豆、そば
	門脇 勝広
	鶴岡市大塚町15-21-3
	玄米、大豆、そば
	髙橋 徹
	東田川郡三川町大字土口字村西98
	玄米、大豆、そば
	今野 今人
	鶴岡市大網字中田46
	玄米、大豆、そば
	鈴木 重昭
	鶴岡市羽黒町手向字手向161-1
	玄米、大豆、そば

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 山形市農業協同組合 代表理事組合長 大山 敏弘 山形市幸町18-20

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住	亦再左月口		
変更前	変更後	備考	· 変更年月日
後藤 朋幸		国内産農産	平成30年7月12日
山形市大字村木沢31	同 左	物に限る。	
玄米			
三浦 清行			
天童市長岡北三丁目7-5	同 左		
玄米			
甲谷 憲一			
山形市吉原一丁目1-17	同 左		
玄米			
鈴木 公俊			
山形市肴町3-12	同 左		
玄米			
伊藤 俊則			
東村山郡中山町長崎224-20	同 左		
玄米			
	安孫子 誉晃		
	寒河江市船橋町8-10		
	玄米		

4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 有限会社ドリームズファーム 代表取締役 東海林 秀宣 鶴岡市馬町字枇杷川原67

(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の	変更年月日		
変更前	変更後	及火十月日	
有限会社ドリームズファーム	有限会社ドリームズファーム	平成30年3月15日	
代表取締役 東海林 君子	代表取締役 東海林 秀宣		
鶴岡市馬町字枇杷川原67	鶴岡市馬町字枇杷川原67		

### 山形県告示第594号

次の開発行為は、完了した。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成30年2月26日 指令庄総建第68号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東田川郡三川町大字押切新田字桜木8の一部、9の一部、10の一部、字桜木8地先外

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東田川郡三川町大字横山字西田85番地

三川町長 阿部 誠

# 山形県告示第595号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさ	ばき人	売りさばき所の所在地	<b>廃止年月日</b>		
名称及び代表者氏名	所在地	元り合はる別の別任地	廃业十月 II		
有限会社 おたまや 代表取締役社長 秋葉 佳之	米沢市城西四丁目7番33号	同 左	平成30. 7.18		

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成30年7月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人 明日のたね

(2) 代表者の氏名

伊藤 和美

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市長沼字宮前163番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる人たちや子ども、子育て家庭に対して、不安を解消する交流・相談の場の提供

や、体験学習型の事業、その他子育て支援に関する事業を行い、子どもの幸せを願うすべての人々をつなぎ、 地域の人々とお互いに支えあいながら、安心して子育てができる暮らしやすい社会づくりに寄与することを目 的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、情報系パソコン基本ソフト更新業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1)場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム (15階)
  - (2) 日時 平成30年9月6日 (木) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 情報系パソコン基本ソフト更新業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年1月31日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年3月31日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額と入札書に記載された金額のうち平成31年4月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額との合計額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち平成31年3月31日分までの金額の108分の100に相当する金額と平成31年4月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成30年2月6日付け県公報第2916号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
  - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
  - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2098

- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年8月16日(木)午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
    - イ 3の(5)に係る事項を証明する書類
    - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」という。)及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
  - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the services to be required: Operating System Update of Office Personal Computers: 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 6, 2018
  - (3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2098

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

 $\vdash$ 

亩 口 翢 □ ||有| 承 一大 攉 の家賃 金 尔 汌 に相当 42  $\stackrel{\sim}{\boxplus}$ 敷 3 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 100 34,900 44, 100 27,100900 400 700 700 100 200 200200900 700 40, 19, 19, 19, 43, 56, 26, 26, 26, 月000, 500100 700 100 900 900 900 300 300 400 009 200 200 400 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 19, 19, 19, 24, 24, 24, 30, 30, 35, 37, 38, 49, 21, 23, 賃 出000 200 900 200 500 900 009 700 700 700 500 000 400 000 700 収入が139, 0 を超え158, 0 以下の者 17, 18, 18, 21, 21, 26, 26, 31, 33, 43, 18, 20, 21, 32, 出000 900 300 300500500500200 009 009 200 100 100 100 300 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 27, 15, 16, 16, 19, 19, 19, 23, 23, 38, 16, 18, 29, 29, 収入が104,000円 V を超え123,000円 以下の者 ₩ 100 900 100 900 900 900 500500 000 500 900 400 500900 14, 13, 14, 16, 14, 15, 16, 16, 20, 24, 25, 33, 20, 25, 収入が 104,000円 以下の者 200 000 14,60014,600 17,80017,800 900 13,800 200 009 800 100 400 50014, 12, 12, 12, 20, 22, 22, 28, 12, 尔 Щ 费 <u>[</u>[[] ĪĒ <u>[</u>[[] <u>|</u> <u>1</u>= <u>[</u>[[] ĪĒ <u>|</u> <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> ĪΠ <u>1</u>= 10  $\boxtimes$ 漸 数  $_{\rm Cl}$  $^{\circ}$ 公正 1戸当たり 住戸専用 面 積 4 2 \_  $^{\circ}$  $^{\circ}$  $^{\circ}$  $^{\circ}$  $^{\circ}$  $^{\circ}$ S 9  $\infty$ 平方メー| 44.4 容 44. 44. 51. 51. 55. 51. 51. 59. 64. 66. 66. 59. 住宅形式  $\times$  $\times$ 期 <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> ĺΠ 10 <u>1</u>п′ ĪĒ О 111 ĺΠ <u>[[</u> ĪĒ 10 <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> 111  $\mathfrak{C}$ 小白川町 〒27-15 111 1 1 円応寺町 桧町四\_ -20 山形市鈴川町三 丁目18-51 上山市美咲町<sub>-</sub> 丁目3 11 11 型  ${\rm I\!I\!I}$ 17 - 17大野 - 52 宫町 23 加 2 2 22 50 在 26 17 - 1<u>1</u>= -27-26 $^{\circ}$  $^{\circ}$ 12 詽 Ш  $\infty$  $\infty$ <u>[</u>[[] 10 10 三二 日1 匝皿 匝皿 ĪĒ 回用 匝皿 営住宅の名称 宮町アパー 号 1 N N 袋ア 苓 S 雪 1 K 五十鈴7 1号 上屋倉7、1号 鈴川第: 下2号 松町ア、 dir 阜 か号 豆 を号 Ŋ <u>1</u>п′ 中 見二  $_{\circ}$ 2 馬卜  $\alpha$ 导 #8 鸞 ♡ 河 \ \(\chi\) \_ \_\_ 名  $^{\circ}$  $^{\circ}$ 业 匠一 <u>ir</u> ] īĒ J 账 <u>1</u>= ĪĒ 回」 10 ĪΠ ĪĪ 匠」

						巨角声	巨有東				直
		T	Γ			ı	1	T	Γ		
38, 300	57, 900	36, 600	38, 300	33, 100	33, 900	34, 400	26, 100	38, 100	37, 700	28, 300	28, 300
33, 200	50, 200	31, 700	33, 200	28, 700	29, 400	29, 800	22, 700	33, 000	32, 600	24, 500	24, 500
29, 100	43, 900	27,800	29, 100	25, 100	25, 700	26, 100	19,800	28, 900	28, 600	21, 500	21,500
25,800	38, 900	24,600	25, 800	22, 200	22, 800	23, 100	17,600	25, 600	25, 300	19,000	19,000
22, 500	34, 000	21, 500	22, 500	19, 400	19, 900	20, 200	15, 400	22, 400	22, 100	16, 600	16, 600
19, 500	29, 500	18,600	19, 500	16,800	17, 300	17, 500	13, 300	19, 400	19, 200	14, 400	14, 400
匣	匝	匝	巨	臣	1111	匝	巨	匝	恒	匣	臣
-1	П	Н	1	1	1	П	н	П	1	П	1
64.2	6 .62	62.6	64.6	62.6	64.2	64.2	59.3	64.2	62.6	59.4	59.4
匣	3 L D K	3 D K	匝	巨	ĪĒ	匝	匝	匝	匝	匝	匣
天童市駅西二丁 目 2-31	同 南町三丁 目18-5	東村山郡山辺町 近江1-1	匣	寒河江市大字高 屋字西浦100-5	世	匣	西村山郡大江町 大字藤田264-3	東根市中央四丁 目3-2	匣	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	罝
同 天童駅西アパート3号	同 天童南部アパート5号	同 近江アパー ト1号	司 2号	同 南寒河江ア パート1号	筪	同 2 号	同 左沢アパート	同 東根中央アパート2号	回 3 号	同大石田アパート	匸

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
    - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成30年8月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで(月曜日を除く。) ただし、郵送の場合は、平成30年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成30年10月1日

公営住宅法 (昭和26年法律第193号) 第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

圉 亩  $\Box$ 承 承 攉 漸 の家賃 金 尔 汌 に相当 42  $\stackrel{\sim}{\boxplus}$ 敷 3 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 E 41,400100 400 000 000 48,000 27,700 31,100500300300 300 400000 33, 35, 45, 45, 45, 29, 33, 38, 36, 36, 月000, 900 009 000 000 400 900 000 000 500500500000 000 000 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 24, 41, 35, 25, 28, 27, 33, 29, 30, 31, 31, 39, 39, 39, 賃 出000 31,400000 200 009 300 009 400 009 400 900 700 100 100 100 収入が139, ( を超え158, ( 以下の者 25, 36, 21, 23, 26, 27, 34, 34, 22, 25, 28, 27, 34, 出000 900 900 700 900 009 500700 500500300 300 300 200 400 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 27, 24, 24, 18, 19, 25, 22, 23, 30, 30, 30, 32, 22, 20, 収入が104,000円 V を超え123,000円 以下の者 ₩ 300 300 200 009 300 400 700 700 400 400 500 500 500200 17, 24, 16, 19, 21, 19, 8, 20, 28, 22, 21, 26, 26, 26, 収入が 104,000円 以下の者 21, 100 14,10014,900 17,000 17,000 17,900 900 24,400 800 400 500500 900 900 15, 19, 8, 8, 22, 22, 22, 尔 Щ 费 <u>[</u>[[] <u>1</u>= <u>[</u>[[] <u>|</u> <u>1</u>= <u>[</u>[[] ĪĒ <u>[</u>[[] <u>|</u> <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> ĪΠ ĺΠ 1 募 数 Ŋ  $^{\circ}$  $_{\rm Cl}$  $_{\rm Cl}$  $\mathfrak{S}$ 公正 1戸当たり 住戸専用 面 積 0 9 9  $\sim$ 0 D S 0  $^{\circ}$  $^{\circ}$  $^{\circ}$  $^{\circ}$ က <sup>2</sup>方メー| 77.0 棇 61. 71. 64. 55. 58. 63. 58. 62. 69. 68. 62. 69. 69. 住宅形式 X  $\times$  $\mathbb{X}$  $\mathbb{X}$  $\times$ 期 О <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> ĺΠ 10 <u>1</u>п′  $\Box$ О <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> ĺΠ <u>[[</u> 10  $\Box$ <u>|</u>|□  $\Box$ က  $_{\mathcal{O}}$ 大西町21 · 2 19 訲 末広町23 23 9 9 6 6 原字] 1 原町 型 朝陽町 南町 孩 在  $\frac{1}{2}$ 10 <u>[</u>[[] ₩ <u>1</u>= ĺΠ 图击28 鶴1 同 —25 司 - 30 国 —63 三 — 60 币 9 34 6 靊」 <u>|</u> | 回民 匝门 <u>|</u> | 営住宅の名称 城南アペー [ 号 | 末広アパー 1号 1 % \ \ \ . 大西町住宅 原アパー 苓 原ア 幣ア <u>1</u>=' ĺΠ <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> 美号 東号 中 李亭 中 中 卓 中 戸る 名 Ø က  $^{\circ}$  $\mathfrak{C}$  $\mathfrak{C}$ 业 匠一 ĪĒ 10 匠一 <u>[III]</u> 10 県 〜 <u>1</u>п ĪΠ  $\vdash$ 

	巨有東	<b>但</b>													
30, 400	30, 400	30, 600	32, 300	32,800	34, 300	32, 100	34,000	38,800	34, 300	36, 700	45, 500	46, 100	44,000	45, 100	39, 000
26, 300	26, 300	26, 500	28, 000	28, 400	29, 800	27, 800	29, 500	33, 600	29, 800	31, 800	39, 500	40, 000	38, 200	39, 100	33, 800
23,000	23,000	23, 200	24, 500	24, 900	26,000	24, 300	25,800	29, 400	26,000	27,800	34, 500	35,000	33, 400	34, 200	29, 600
20, 400	20, 400	20, 600	21,700	22, 100	23, 100	21,600	22, 900	26, 100	23, 100	24, 600	30, 600	31,000	29, 600	30, 300	26, 200
17, 800	17,800	18, 000	19, 000	19, 300	20, 200	18, 800	20, 000	22, 800	20, 200	21, 500	26, 800	27, 100	25, 900	26, 500	22, 900
15, 500	15, 500	15,600	16, 400	16, 700	17, 500	16, 300	17, 300	19, 700	17, 500	18, 700	23, 200	23, 500	22, 400	23,000	19,800
匝	匝	恒	匝	匝	<u>1</u>	匝	臣	匣	匝	匝	匝	匝	匝	匝	匝
	3	П	ro	23	П	н	1	1	H	н	က	2	1	1	က
51.2	51.2	51.2	54.6	54.6	63.5	58.4	61.0	69.5	61.0	64.2	69. 2	69. 2	65.4	67.0	55.0
2 D K	恒	匝	匣	3 K	3 D K	匝	亘	Ē	匣	匣	匣	叵	巨	巨	2 D K
潛田市若宮町二 丁目1-1	匣	同 1-2	司 1-3	同 1-4	同 こがね町 一丁目21-1	同 21-11	同 21-14	旦	同 東泉町四 丁目15-21	同 15—22	同 富丁目2-118	匝	直	П	同 北新町一 丁目1-58
同 川南アパー ト1号	匝	同 2号	同 川南住宅3号	司 4	同 こがねアペート1号	同 2号	同 3号	匣	同 東泉アパー ト1号	同 2号	同 鳥海アパート1号	同 2号	同3号	Ē	同北新町アペート

			,
		巨有東	
31, 700	24,800	24,800	26, 800
27, 500	21, 500	21, 500	23, 200
24,000	18,800	18,800	20, 300
21, 300	16, 700	16, 700	18,000
18, 600	14, 600	14, 600	15, 700
16, 100	12,600	12,600	13,600
匝	匝	冝	匝
1	1	1	2
62.6	58.0	58.0	59.3
匝	匝	冝	匝
東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同 狩川字山居22	匝	飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2
同 条目アパー ト	同 狩川アパー ト	匣	同 遊佐アパー ト
	東田川郡庄内町 余目字大塚93-同16,10018,60021,30024,00027,500	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 同 同 特川字山居22同 58.062.6 1 1 同 同 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	東田川郡庄内町 余目字大塚93-同62.61同16,10018,60021,30024,00027,50031,7001 将川字山居22同58.01同12,60014,60016,70018,80021,50024,800同同58.01同12,60014,60016,70018,80021,50024,800

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
    - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成30年8月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。) ただし、郵送の場合は、平成30年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成30年10月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

基盤更新のための山形県財務会計システム設計構築業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県会計局会計課企画指導・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年5月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目 4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 140,184,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第 2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年7月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量 電子計算機の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成30年7月2日
- 4 落札者の名称及び所在地

NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目 4番19号

5 落札金額

20,638,800円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成30年5月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡システム(主契約)賃貸借の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年7月27日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3 階 会議室 3

- (2) 日時 平成30年9月5日(水) 午前10時00分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 内視鏡システム (主契約) 賃貸借 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成30年9月22日(土)
  - (4) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日
  - (5) 納入場所 山形県立中央病院
  - (6) 入札方法 単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(7)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成30年2月6日付け県公報第2916号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
    - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
    - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
  - (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (7) 9 O(1)により提出された仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 電話番号023 (685) 2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
  - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書を平成30年8月27日(月)午後4時までに山形県立中央病院経営戦略課調達室に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品に係る仕様書その他必要な書類(以下「申請書等」という。)を提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: An Endoscope Operating System A Rental Contract: A Lease: 1
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 5, 2018
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-2292 Japan TEL 023 (685) 2623

